

令和3年度奈良地方最低賃金審議会

第1回 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 令和3年10月4日（月）午後2時53分

開催場所 奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2階

1 出席者

公益代表委員	伊東眞一、杵崎のり子、山口宣恭
労働者代表委員	中垣充喜、八釣祥匡
使用者代表委員	中野雅晴、林 茂雄
事務局	恒吉労働基準部長、藤本賃金室長、上林室長補佐

2 審議事項

- (1) 専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 運営規程等について
- (3) 専門部会の進め方について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 関連資料について
- (6) 関係労使からの意見聴取について
- (7) 最低賃金額等の審議について
- (8) その他

3 主要経過・審議結果

【上林補佐】

それでは、第1回一般機械器具製造業最低賃金専門部会を始めさせていただきます。本日の審議会は公開とさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、松井委員、吉村委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数は満たしておりますので、本日の審議会在効に成立していることをご報告させていただきます。

【藤本室長】

皆様、奈良労働局賃金室の藤本でございます。よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、今年度の奈良地方最低賃金審議会「奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」の委員といたしまして、令和3年8月23日付で、私ども奈良労働局長から任命させていただきました。

お手元に辞令を置いておりますので、ご確認いただけたらと思います。

本日は、第1回目の専門部会となりますので、この後、部会長及び部会長代理を選出するまでの間、議事の進行につきましては、慣行といたしまして、事務局の私、藤本で担当させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、労働基準部長の恒吉よりご挨拶を申し上げます。

【恒吉労働基準部長】

労働基準部長の恒吉でございます。本日はご多用のところ、ご出席くださりましてありがとうございます。

本年度第1回専門部会の開催に当たり、皆様におかれましては、専門部会委員へのご就任をご快諾いただき、改めて御礼申し上げます。

さて、一般機械器具製造業の最低賃金につきましては、7月6日に金額改正の申出があり、8月5日の奈良地方最低賃金審議会におきまして、改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。

公益委員はじめ労使委員の皆様におかれましては、限られた時間の中でご負担おかけしますが、一般機械器具製造業の最低賃金額を奈良県の実情に応じてご審議くださいますようお願い申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別の最低賃金とは異なり、労使のイニシアティブにより決定されるべき性格のものである点をご考慮いただき、全会一致でのご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【藤本室長】

それでは、続きまして、奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会の委員の皆様をご紹介します。お手元の資料No.1をご覧ください。お名前を読み上げさせ

ていただくことを持ちましてご紹介とさせていただきたいと思います。

公益委員 伊東眞一委員、杵崎のり子委員、山口宣恭委員

労働者代表 中垣充喜委員、松井敦委員、八釣祥匡委員

使用者代表 中野雅晴委員、林茂雄委員、吉村之宏委員

以上でございます。委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（１）「専門部会長及び部会長代理の選出について」に入りたいと思います。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法の定めるところより、「公益を代表する委員の中から委員が選出する。」こととなっております。

このことにつきまして、ご意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（意見なし）

特にご意見がないようでございますので、事務局からの提案といたしまして、部会長を伊東委員に、部会長代理に杵崎委員に、お願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

はい。そうしましたら、伊東委員、杵崎委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

【伊東委員】

承知しました。

【杵崎委員】

承知しました。

【藤本室長】

はい。ありがとうございます。

それでは、部会長に伊東委員、部会長代理に杵崎委員にお願いすることといたします。

そうしましたら、以後の議事進行につきましては、伊東部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【伊東部会長】

はい。部会長を務めることになりました伊東でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様のご協力のもと特定最低賃金の一般機械器具製造業専門部会を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ですが、議事を進行いたします。

議事（２）「運営規程等について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いいたし

ます。

【藤本室長】

はい。それでは、「運営規程の改正案」と「傍聴規程」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、運営規程の改正案でございますが。資料No.2「奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程（案）」でございます。こちらをご覧ください。

各労働局におきましては、地方最低賃金審議会運営規程を作成し、審議会を運営しているところございますが、各専門部会も本審と同様に、運営規程を作成し、運営をしているところでございます。

資料No.2の1ページと2ページですが、令和元年9月に改正された現行の運営規程でございます。

3ページと4ページが新旧対比表となっております。右側が現行規程の内容、左側の赤字箇所が改正案の内容でございます。

5ページと6ページは、改正内容の溶け込み版となっております。

本件運営規程を改正する理由、内容は2つございます。

1つ目ですが、専門部会は本来、委員の皆様方に会場までご参集いただき開催するものでございますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、万が一の場合であっても、リモート形式により専門部会を開催することができるよう、その根拠を規定するものでございます。改正内容である運営規程の第4条を読み上げます。

「第1項 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信より相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）これを利用する方法によって会議に出席することができる。

第2項 テレビ会議システムを利用する方法により会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。」以上でございます。

また、改正の理由、内容の2つ目でございますが、専門部会は従来、審議会令第3条第7項の「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」という規定に基づき、当該年度内の本審におきまして「専門部会を解散する」旨議決を行ってきたところでございますが、令和元年度における特定最低賃金専門部会が、当該年度内の本審、具体的には令和2年3月開催予定だった本審に該当しますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため開催中止になってしまいました。このため、令和2年度の第1回本審におきまして「令和元年度の専門部会の廃止を議決する」という事態に陥りました。

そこで、この事態にならないため、新規に、「専門部会の廃止」規定を運営規程第9条に盛り込むことといたしました。これにより、専門部会は当該最低賃金の異議申出期間の満了を持って廃止することになります。

なお、この新条文の挿入により、既存の第9条以後の条文を、後ろに1条ずつずらすことに改めます。

新しい運営規程第9条を読み上げます。

「専門部会は、この専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」以上でございます。

引き続きまして、資料No.3「奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会 傍聴規程」をご覧ください。

これは、奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を公開するにあたりまして、その際の必要な事項を定めたものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であり、変更点はございません。

内容の変更を提案しております「運営規程の改正案」につきまして、ご審議をお願い申し上げます。以上でございます。

【伊東部会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対し、ご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、「運営規程の改正案」につきましては、これを承認することとし、お手元の資料No.2の「案」を削除し、附則の施行期日を本日「令和3年10月4日」とご記入ください。

それでは、議題(3)「専門部会の進め方について」に入りたいと思います。

専門部会では、特定最低賃金の金額審議を行います。特に金額審議の際には、各委員間の率直な意見交換が行われることが重要です。

奈良県一般機械器具製造業最低賃金専門部会・運営規程の第6条では、専門部会は原則「公開」となっておりますが、運営規程第6条の但書きには、公開することにより委員の率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、「非公開」にすることができるとされております。

開始からここまでの議事進行は、「公開」で行ってきましたが、委員の率直な意見交換、意思決定の中立性を確保するため、運営規程第6条但書きを適用し、「本日この後に、もし『金額審議』をするなら当該『金額審議』以降の審議及び今後開催する専門部会」は全て「非公開」にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは、ご意見等もないようですので、本日この後に、もし金額審議をするなら当該金額審議以降の審議及び今後開催する専門部会は「非公開」にいたします。

運営規程第7条第2項より、金額審議以降の議事録は「非公開」にいたします。

議事録に関して、「非公開」としますが、作成する必要があるため、運営規程第7条第1項に基づき、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

署名人は、私のほかに労働者側は、中垣委員よろしくお願いいたします。使用者側は、中野委員よろしくお願いいたします。

次に、金額審議の進め方についてですが、例年どおり「公益委員と労働者側委員」「公益委員と使用者側委員」というように個別協議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

ご意見がないようですので、例年どおり「個別協議」にて進めさせていただきます。それでは、次に議題(4)「専門部会の審議日程について」の審議に入ります。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それでは、令和3年度の一般機械器具製造業最低賃金専門部会の審議日程をご説明させていただきます。こちらは机上配布しております。「奈良県特定最低賃金専門部会等の開催日程(案)」をご覧ください。

事前に、委員の皆様方のご予定を確認させていただきまして、例年に倣いまして、年内の発効を目指し、できるだけ多くの委員の皆様がご出席可能な日を、ということで、(案)を作成させていただきました。

日程は、本日10月4日から10月21日までの間に、予備を含めて計4回の開催予定となっております。具体的には第2回目は、10月11日(月)午後1時30分開始。第3回目は、10月14日(木)午後1時30分開始。第4回目は、10月21日(木)午後1時30分開始と予定しております。

委員の皆様方におかれましては、非常にタイトなスケジュールでのご審議となりますが、この(案)でご審議を進めていただきますようご理解とご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

なお、委員の皆様のご都合のほか、他の特定最低賃金の専門部会の開催予定からも、大変申し訳ございませんが、この(案)以外の日の開催は困難な状況になっておりますことを申し添えさせていただきます。

なお、専門部会で結論に至りましたら、部会報告を取りまとめ、他の部会報告と一緒に、10月28日(木)午後1時30分開催の第5回(496回)本審で報告する運びとなります。

ここで、奈良労働局長あてに、一般機械器具製造業最低賃金の改正額の答申をいただきましたら、同日から11月12日(金)までが異議申出期間となります。

この間に異議申出がなされましたら、11月15日(月)午前10時開催。第6回(497回)本審である異議審におきまして、ご審議いただき、そこで答申をいただきましたら、官報公示の手続きを経まして、12月29日(水)の発効予定となっております。

以上でございます。

【伊東部会長】

はい。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

ご意見、ご質問がないようですので、事務局（案）の日程で、今後の審議を進めていきたいと思っております。タイトな日程での審議となりますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

次に、議題（５）「関連資料について」の審議に入ります。これについて、事務局から説明をお願いいたします。

【藤本室長】

はい。それでは、ご説明させていただきます。

まず、本日の専門部会の開催に至るまでの経過でございますが、資料No.4「申出書」にございますように、令和3年7月6日に申出書が提出されましたので、令和3年7月19日開催の本審におきまして、奈良労働局長から改正の必要性の有無につきまして諮問をいたしました。

そして、8月5日開催の本審におきまして、改正の必要性有りとのことご答申をいただきましたので、同日、資料No.5「奈良県特定最低賃金の改正決定（諮問）」にございますように、特定最低賃金の金額改正の諮問をいたしまして、具体的な金額審議につきましては、各専門部会に付託することに決まった次第でございます。

資料No.6でございます。これは、今年の6月に行いました最低賃金に関する基礎調査の結果でございます。

まずめくっていただきまして、1ページの調査の概要をご覧ください。調査地域は、奈良県全地域。調査事業所は製造業におきましては、100人未満の常用労働者を雇用する民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所。

調査労働者は、調査事業所に雇用される労働者で8,515人。

調査対象月は、令和3年6月分（6月〆切分）の給与を対象としてございます。

次に、3ページに「令和3年最低賃金基礎調査結果」と題しまして、改正諮問をいたしました3つの産業の賃金分布の特性値を掲載しております。

4ページですが、「最低賃金基礎調査結果の推移」と題しまして、5年分の賃金分布の特性値の推移をグラフ化したものでございます。

5ページは、「参考」といたしまして、賃金分布の特性値の説明を掲載しております。

その次の6ページでございますが、「奈良県特定最低賃金適用業種の実態調査結果一覧表」としまして、賃金階級別の労働者数を掲載しております。

7ページから8ページは、現行の最低賃金額に対する未満率、時間額ごとの影響率及び引上げ率につきましては、過去4年分を一覧表に取りまとめたものでございます。

9ページは、未満率と影響率の算出方法の説明でございます。

最後の10ページと11ページの「総括表」は、今ご説明いたしましたそれぞれの表を作成するための、元となった数字をとりまとめたものでございます。

次に、資料No.7でございますが、「賃金構造基本統計調査関係資料」でございます。この資料No.7-4には、「はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業」における所定内給与額を男女別、規模別に平成30年から令和2年までの推移を示したものでございます。

資料No.8でございますが、各種関連指標を一覧表にしたものでございます。

次に、資料No.9でございますが、近隣府県を縦軸に置きまして、「①地域別最低賃金」、「②標準生計費」、「③勤労者世帯の消費支出」、「④勤労者世帯の家計実収入」、「⑤1人当たり県民所得」、「⑥1事業所当たり製造品出荷額」、「⑦企業規模が5～9人の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑧企業規模計の女子短時間労働者の所定内給与額」、「⑨県外就業率」、「⑩第1次産業、⑪第2次産業、⑫第3次産業の就業者割合」を比較した一覧でございます。

奈良県が置かれている状況が一目で分かる資料となっております。なお、それぞれの統計の資料出所は、各項目の下の欄のところに記載してございます。

次に、資料No.10でございます。総務省統計局がとりまとめました消費者物価指数で「全国の2021年（令和3年）7月分」と「奈良市の令和3年7月分までの確報値」でございます。

次に、資料No.11は、日本銀行調査統計局がとりまとめました「企業物価指数（2021年8月速報）」でございます。

資料No.12は、令和3年8月に発表されました「月例経済報告」でございます。

資料No.13は、日本政策金融公庫総合研究所が公表いたしました「中小企業概況調査（2021年8月）要約版」でございます。

資料No.14は、日本銀行大阪支店が2021年9月に公表いたしました「関西金融経済動向」でございます。

資料No.15は、「奈良県経済の概況・経済指数（奈良県・全国）」でございます。この資料は、一般財団法人南都経済研究所が発行しております「ナント経済月報9月号」から、奈良県経済の概況と奈良県と全国の経済指標を抜粋したものでございます。

資料No.16は、近畿財務局奈良財務事務所が公表いたしました「法人企業景気予測調査令和3年7～9月期調査」でございます。

資料No.17は、「2021年春闘要求妥結状況」でございます。

1は、日本労働組合総連合様から発表されたもの。

2は、日本経済団体連合会様から発表されたもの。

3は、奈良経済産業協会様からご提供いただいた資料をつけさせていただきました。ご協力いただきましてありがとうございます。

次に、資料No.18ですが、「奈良県の一般職業紹介状況（令和3年7月分）」でございます。

そして資料No.19は、「特定最低賃金設定状況」でございます。全国の一般機械器具製造業に係る特定最低賃金額を平成30年から令和2年までの分を取りまとめたものでございます。以上でございます。

【伊東部会長】

はい。ただ今の事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

特に質問等がないようですので、議題（５）の「関連資料について」を終了といたします。

それでは、議題（６）「関係労使からの意見聴取について」の審議に入ります。

本年度は事前に、１つ目としまして、各々の業界の現状について、単純な思惑や感想ではなく、できれば何らかのデータに基づくものを出してほしい、２つ目に各々の業界の奈良県下における位置づけ、３つ目に各々の業界の将来性について、労使双方からなにかのデータ・資料を用いて説明してもらいたいと、事務局を介して、あらかじめ労使双方にお伝えしておりましたので、これらの点を踏まえて、ご意見をいただきたいと思えます。

労使各側から代表してお一人ずつご意見を述べていただきたいと思えます。なお、ご質問につきましては、労使双方がご意見を述べていただいた後に、まとめてお聞きするというようにしたいと思えます。

それでは、改正の申出された労働者側委員から説明をお願いいたします。

【八釣委員】

それでは今から労働者側から意見陳述及び奈良県の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、冒頭に審議の考え方を整理しておきたいと思えます。

毎年、提起させていただいておりますけれども、産業別最低賃金は関係労使が労働条件向上、または事業の公正競争確保の観点から、地域別最低賃金より高い金額水準に設定すべきであると方向性を明らかにしております。はん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業という業種は、大手から中小・零細企業まであり企業間格差が顕著に現れやすい構造になっております。

このような状況の中で労働者の賃金のミニマム基準を引上げることによる格差の改善が事業の公正競争に寄与することになると考えております。

一方で、最低賃金制度は働くものの暮らしを守る制度であります。企業にとっても雇用する従業員はステークホルダーの１つでありまして、社会的責任を果たすという側面も持ち合わせていますし、後ほど述べることとなりますけれども、人材確保の観点からも避けては通れない議論となっております。是非とも大局的な視点で公明正大な議論と審議が行われることを求めます。以上のことを前提に要旨について述べさせていただきます。

まず、産業の実態についてであります。新型コロナウイルスによる経済失速からの日本経済の回復は、K字型といわれる二極化が鮮明となっております。製造業では米中の需要回復を背景に自動車や電機などが復調し、2021年3月期の純利益は前期比3

5%と3年ぶりに増益に転じました。利益水準は新型コロナウイルス感染拡大の前の2019年3月期の76%まで回復しております。鉱工業生産指数は2020年11月で94.2、12月94.0、21年1月96.9、2月95.6、3月97.2、4月98.8と上昇し続けております。

また、直近の法人企業統計調査財務省2020年10月30日発表におきましては、コロナ禍まで好調な企業業績が続いておりました結果、製造業における利益剰余金は2014年123兆円、15年131兆円、16年140兆円、17年153兆円、18年163兆円、19年162兆円と着実に増加しておりました。資本金1000万から1億円規模の中小・零細企業においても14年の117兆円から19年の153兆円と増加しております。コロナ禍直前までの景気拡大局面で着実に企業の内部留保が蓄積されてきました。

次に、9月公表の財務省近畿財務局奈良財務事務所による法人企業景気予測調査によれば、従業員数が全産業で不足気味超となっております。先行きにおいても全産業で見ると令和4年3月末時点で不足気味超の見通しとなっております。

これは、賃金の差によって魅力が損なわれ奈良県で働きたくても、賃金の差によって働きたいと思えないような状況になっていると分析します。他府県の特定最賃と比較して見ますと、兵庫の特定最賃は944円、滋賀では933円、大阪968円に対し奈良県の特定最賃は898円になっていることから、奈良県企業は採用を求めても労働者は、より賃金の高い他府県や働く場を求めるという時給ギャップが起こる大きな要因になっていると考えます。労働力確保の観点に立ち、特定最賃の大幅な引上げが必要です。

他方で奈良県の新規高卒者の初任給額で見ますと、令和2年度の数字ですが、男女計で17万8300円であり、時間額に換算すると1,026円です。この時間額は労働基準法で許された最大限の労働時間で月額を除いたでもあり、この金額ですら現行の特定最低賃金898円を大きく上回っております。企業間格差の是正による公正競争のために特定最賃の大幅な是正が必要となっております。

次に、企業内最低賃金に準拠した水準への接近です。これについては大幅な改善が必要であるということはいくともなく、その役割自体を果たすのがまさしくこの審議会であり、労使が十分に認識をしておく必要があると考えます。提出させていただいた申出書にも記載されているとおり奈良県内の最も低い労働協約の金額は988円であり、これとも大きな乖離となっております。

これらのことから奈良県のはん用機械器具・生産用機械器具・業務用機械器具製造業最低賃金を現行898円から、当面は先に述べた水準まで引上げる必要があります。以上労働側の意見陳述とします。

奈良県の状況の説明については中垣のほうに説明を交代してもよろしいでしょうか。

【伊東部会長】

はい。お願いいたします。

【中垣委員】

そうしたら、奈良県の状況について、業界の現状について、将来性について労働側から報告させていただきます。まず、今お手元の資料を参照していただけますでしょうか。

まず、文字の書いてあるほうですが、1ページ目に文字のあるほうの資料を参照いただけますでしょうか。

まず、業界の現状について報告させていただきます。こちらの資料令和3年8月25日公表の経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室から出されたデータを持って説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、まず全国の製造業の全体と我々一般機械器具の従業者人数と現金給与総額と製造品出荷額・生産額・付加価値額を比較してみました。

製造業全体と比較しますと、我々一般機械業界に関しましては、従業人数は全体の14.9%、現金給与総額は16.58%、製造品出荷額に関しましては12%、生産額に関しては12%、付加価値額に関しても14.3%と製造業に占めます一般機械の割合は日本の製造業に占める割合としては、大きなものになると考えています。

次、下の表を見ていただきまして、こちら全国の一人当たりの金額に換算して見ますと、製造業と一般機械で見ると従業人数14.9%、現金給与総額110%、製造品出荷額等は80%、生産額に関しては80%、付加価値額に関しましては96%と、こちらのほうは一人当たりに換算して見ますと3業種の平均としましては、全体から比較すると100%以上であったり、それに届かないところもあります。

次に、奈良県に着目して先程と同様の数値を比較して見ました。製造業と一般機械で比較して見たところ、従業員数に関しましては18%程度、現金給与総額に関しては23%、製品出荷額等に関しましては18%、生産額に関しても21%、付加価値額に関しても22%と奈良県産業の全体でそれぞれが2割程度占めていますので奈良県の主要な産業であることが分かると思います。

同じように奈良県の一人当たりの金額を算出して見ました。こちらに関しては従業員数18%、現金給与総額121%、製造品出荷額97%、生産額112%、付加価値額120%程度ということで、この数字だけを見ても、奈良県の主要な産業というところが分かると思います。

次のページは、全国のはん用機械と奈良県のはん用機械を比較させていただきました。数字を見ていただいて分かりますように、従業員数というのは全国比較すると1%程度に過ぎないですけれども、現金給与総額・製造品出荷額・生産額・付加価値額ともに平均以上というところで日本経済の貢献は大きなものになると考えております。

次に、こちらのグラフなのですが、奈良県工業統計の2012年から2020年度の調査の数字をグラフ化したものになります。2015年から16年が抜けているのですが、こちらは統計が取れていないということで省いております。

奈良県工業統計の2020年調査を見ますと、奈良県の一般機械は事業者数9.5%、従業員数15.7%、出荷額16.5%、付加価値額19.6%と占めておりまして、事業者数では他業界には及ばないものの従業員数・出荷額等では奈良県の6分の1で、付加価値額に関しては5分の1を占めています。過去の数年分の奈良県工業統計を見ますと、事業所数に関しては奈良県傘下に占める割合としては多くないのですが、雇用者

数、生産出荷額、付加価値額は、奈良県でも上位に来ており、奈良県下の製造業の中では当産業は高い構成比率をなっていますので、奈良県の産業を牽引している重要な産業の1つであることは明白ではあると考えています。今、この産業の発展が奈良県の発展・繁栄に直結していると考えておきまして、産業全体のレベルアップをすることは極めて重要な意味を持っていると思います。

そのためそれにふさわしい賃金水準の確保が不可欠と判断しております。

最後に、将来性になるのですけれども、こちらに関しては現在の皆さんもニュース等でご覧になられてお分かりになると思いますけれども、世界的には半導体の事業が拡大しまして半導体不足がある中で、各企業が供給確保に向けた投資を行っています。

また、自動車業界においては、電気自動車への転換というところで電池の製造の投資を拡大しています。こちらの半導体・自動車業界の製造設備への投資というのはわれわれの一般機械器具製造業にとっても半導体や自動車の設備投資にとっても我々の業界というのは重要な位置づけになっていると考えます。

そういったことから、我々の業界においても、さらに技術力を磨く必要もあって、そうするためにもやはり優秀な人材が必要というところで、それが重要であることというのは、労使共通の認識であるというふうに労側は考えています。

また、奈良県においては先ほどお話にありましたけれども、近隣他府県への就業者も多くて、今後の地賃や特定最賃の動向のよっては、それも加速していく方向になると考えられます。日本が直面している少子高齢化や業界間での人材確保の競争の激化というのは必至であるため、賃金水準確保が求められるという認識をしています。以上が労働側の報告になります。

【伊東部会長】

はい。ありがとうございました。

それでは続いて使用者側委員からの説明をお願いいたします。

【林委員】

それでは、まず業界の現状について概況をご説明いたします。

昨年春からの新型コロナウイルス感染拡大による影響は、既に1年半が経とうとしています。この間、緊急事態宣言の発出や隣接する大阪府・京都府の緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出の影響もあり、経済活動は大きく制限されてきました。

新型コロナウイルスによる影響の長期化は、中小企業の経営に極めて深刻な影響を与え、一部に巣ごもり需要等で好調な業種・業界が見られる一方、特に「人の移動」に関わる宿泊業や飲食業、交通・運輸業、関連業種において、極めて厳しいのが実態です。

製造業においても、10月1日の日経新聞によると、日銀9月短観で景況感は5期連続で改善しているものの、製造業では、先行きは材料、部品などの供給節約や原材料価格の高騰により悪化するとの見通しとなっております。また、トヨタ自動車のWeb Pageでの発表によりますと、9月で国内・海外を合わせて7万台、10月で33万台、22年3月通期の生産台数見通しも30万台の減産と予想が出ており、他の自動車

メーカーも軒並みの減産の発表がされております。自動車産業は裾野が広く、中小企業の多くが大きな影響を受けるものと思われまます。

多くの中小企業は、公的融資や雇用調整助成金、各種給付金等の支援策を最大限に活用し、「事業の継続」と「雇用の維持」に必死に取り組んでいます。自治体による休業の要請や営業時間の短縮要請など、経済活動が厳しく抑制された状況下では業況の回復は程遠く、我慢も限界との声が多く聞かれます。

事業の存続をかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に、決して水を差すことのないよう、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況」を関係者一同が重く受け止めなければなりません。

特定最低賃金の決定にあたっては、雇用維持が最大の課題という、まさに緊急事態である今年度についても、「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視した審議が当然不可欠であると考えます。

金融機関等による中小企業向け貸出残高も急増しており、業況が十分に回復しないまま、返済が始まれば、事業を立て直すうえで大きな負担となります。中小企業ではコストの価格転嫁が困難なことに加え、小規模企業では労働分配率が8割に達しており、コロナ禍の影響で従前にもまして、賃金の支払い余力が乏しい状況は明らかです。

期待のワクチン接種も徐々に進み、9月30日で緊急事態宣言が全国で解除されるなど、少しずつ日常を取り戻しつつあるように見えますが、これから冬にかけて第6波の感染拡大が囁かれている中では、コロナ禍で影響が深刻な業種が以前の業績水準に回復する時期は全く見通しが立たないのが現状です。

次に奈良県下における経済・産業の状況と業種別生産指数から見る当該業種状況をご説明させていただきます。

奈良県内の状況に置かましてもは、鉱工業指数の資料にありますように、本年6月の奈良県鉱工業指数を見ると、季節調整済指数で88.7となり、対前年比プラス5.5%と上昇していますが、令和2年7月からのデータを見ますと、4月を除き90ポイントを下回っております。全国及び近畿の指数を大きく下回った状況となっております。

またグラフからも分かりますように、コロナ禍前は全国・近畿を下回っても、まだ差は小さかったのですが、コロナ禍の初期を除けば、全国・近畿との差は広がる一方となっております。奈良県の製造業は非常に大きなコロナ禍の影響を受けていると言えます。

そして、資料の生産別生産指数ですが、こちらのほうによりますと機械関係においては、同じ機械でも業種分野が分かれており、それぞれの業種において、生産指数が大きく異なっています。

製造業（総合）を上回っているのは、ほぼ「汎用機械」が数ポイント程度だけです。

金属製品や輸送機械は、ほとんど下回っており、特に生産用機械においては、全期間で総合の概ね5割程度と大きく下回っております。

機械関係を大きくまとめた「一般機械工業・機械工業」でも製造業総合を大きく下回っています。

つまり、他の業種が「指数が高い」=比較して業況がよく、機械関係は、「指数が低い」=比較して業況が厳しく経営状態が厳しいと推察されます。

機械といっても業種によって、全く状況が異なり、それを「機械関係」という一本でまとめることには無理があると思われま

す。突出して大きくない汎用機械を除いた、金属製品・生産用機械・輸送機械等のそれ以外が非常に厳しく大きく指数を下回ることから、その厳しい業種の企業の状況をよく理解することが求められます。

ここで、奈良県経済の特徴や取引状況と業界の将来性についてお話をさせていただきます。

奈良県経済の特徴と取引状況ですが、奈良県内における地域内取引と県外への漏出状況の資料のとおり、奈良県の中小企業従事者のウエイトは全国でも高くなっております。

また、奈良県は県外から流入が多く、県内ではなく県外へ逃げるため、奈良県の経済波及効果が低く、県内の取引が小さいことから奈良県経済の厳しい成長性とも大きく関係しています。

業界の将来性につきましては、近々の状況ですと、中小企業における汎用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業者につきましては、多くの企業が自動車産業に何らかの関わりを持っており、当該業種の回復・安定・将来性には、パンデミックの収束による安定した半導体を含む部品供給、原材料の安定などの実現が必要不可欠であると考えます。

また、先の将来性については、今後の産業・社会の状況や各企業の経営判断によって大きく状況が変わってくることから、一概にはまとめることは難しいと思われま

す。ただ、これまでご説明させていただいたとおり、奈良県の機械業界のおかれている厳しい状況を踏まえたら、他の産業にも劣っており、決して明るいことはなく、非常に厳しいと考えます。

特に、機械業界で大きなウエイトを占める自動車産業において、脱炭素の流れを受けて、内燃機関からEV（電気自動車）へのシフトが起り始めており、時期は別として決して避けては通れない状況です。

EVになると現在の部品点数が3分の1になると言われており、特に、エンジンや変速機、足回り、給油関係等の機械部品が不要となり、機械業界では需要が激減する事になり、機械産業の存続自体が危ぶまれる厳しい状況となっております。

最後に、特定最低賃金の状況についてお話をさせていただきます。

昨年度の時点で地域別最低賃金との間に、45円～60円と非常に大きな差があり、他府県を見ても大きな差になっています。奈良県の実態と照らし合わせても実情を反映していないというふうに思われます。

奈良の地域別最低賃金は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、経済が非常に大きく落ち込む中で、中央最低賃金審議会から示された根拠のない目安をもとに結果28円の引き上げがなされました。これらの状況下で、特定最低賃金が更に引き上げられた場合には、人件費負担の吸収が困難なことから、雇用の減少・縮小が起り得ると考えられます。

特定最低賃金は、強制力を伴う制度であり、中小・零細企業を含む全ての企業に適用されるものです。したがって、経営基盤が脆弱な中小・零細企業への影響は非常に大き

く深刻なものとなります。

このことから、業界を取り巻く産業・社会の環境をしっかりと理解し、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用の状況を鑑みて、今後の希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態にあった調査審議が必要と考えます。以上となります。

【伊東部会長】

はい。ありがとうございました。労使双方からご意見をお伺いいたしましたけども、まだ、この場でお聞きしておきたいこと、確認しておきたいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。

(意見なし)

それでは、議題(6)「関係労使の意見聴取について」は、ここまでとさせていただきます。

それでは、会議次第では、ここから議題(7)「最低賃金額等の審議について」に入るところですが、その前に確認しておきたいことがございます。

7月21日開催の運営小委員会の議論では、第1回目の専門部会では「労使双方から各業界の意見を聴く」ことに重き置き、金額審議を行わないということで審議を終えております。この内容に従いますと、本日の専門部会では金額審議を行わないこととなりますが、よろしいでしょうか。特にご意見がなければ本日は金額審議をせずに第2回目からということになりますけども、特に何か言っておきたいことはありませんか。

(意見なし)

それでは、本日は金額審議を行わずに終わることにいたします。

次回の第2回目専門部会は、冒頭から労使双方の個別の金額審議に入りたいと思いますので、労使ともにご準備をよろしくお願いたします。

このことについて、事務局から補足説明はございますか。

【藤本室長】

はい。そうしましたら、第2回の専門部会につきまして、留意点を補足説明させていただきます。

開催日時は、先ほどのご審議いただきました。日程表のとおり10月11日(月)午後1時30分開始でございます。

また、先ほど審議し、決議した進め方に従いまして、次回以降の専門部会は「非公開」といたします。以上でございます。

【伊東部会長】

はい。それでは、議題（８）「その他」につきまして、事務局から何かございますか。

【藤本室長】

特にございません。

【伊東部会長】

はい。それでは、本日の審議を終了いたします。皆様お疲れさまございました。今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。